



地域活性化拠点施設の指定管理者を募集します

町では、公共施設を適切に管理運営できる法人または団体を募集します。

施設名	鳩山町上熊井農産物直売所	鳩山町コミュニティ・マルシェ
募集趣旨	上熊井地区と町では、活性化施策を協働で推進するため、「北部地域活性化基本条例に基づく活性化協定書」を締結し、町は、「上熊井地区活性化取組方針」を策定しました。鳩山町上熊井農産物直売所は、この方針に位置付けられた地域の産業振興拠点施設であり、民間事業者等が有する柔軟な発想やノウハウを活用し、地域の産業振興に寄与できる魅力的な管理運営が期待できる法人または団体を、指定管理者として、公募型プロポーザル（提案）方式により募集します。	鳩山町コミュニティ・マルシェは、鳩山ニュータウン地域のアクティブ化を目的とした「鳩山町生涯活躍のまち構想推進による住宅団地アクティブ化事業」を具体的に展開する複合的拠点施設で、移住推進センター、まちおこしカフェ、シェアオフィス、ふくしプラザで構成されています。この施設を、「町民参加型で、自立性が高く、魅力的な管理運営」できる指定管理者を、公募型プロポーザル（提案）方式により募集します。
応募資格	指定期間中において、魅力的な管理運営を安全公正かつ円滑に実施できる法人または団体（企業、自治会、NPOなど）（個人での応募はできません。）	
業務内容	鳩山町上熊井農産物直売所の管理運営等に関すること	鳩山町コミュニティ・マルシェの管理運営等に関すること
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）	令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）
応募方法	指定申請書等（町ホームページからもダウンロードできます）必要書類を、受付期間中に、各窓口への持参（土・日曜日、祝日を除く午後5時まで）・郵送のいずれかの方法で提出してください。（郵送の場合は期間内必着）	
募集要項等の配布・提出場所	役場産業環境課（庁舎3階） ※郵送提出時は 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場 産業環境課	役場政策財政課（庁舎2階） ※郵送提出時は 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場 政策財政課
配布期間	7月1日（水）から7月20日（月）まで （土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）	
申請書受付期間	8月6日（木）から8月13日（木）まで （土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）	7月27日（月）から8月11日（火）まで （土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）
選考方法	応募書類による審査（1次審査）及び面接審査（2次審査）により選考します。2次審査では事業計画書をもとに20分程度のプレゼンテーションを行っていただき、続いて質疑応答を含む面接審査を行います。その中で最も良い管理運営プランを提示した団体を選定します。	
問合せ	役場産業環境課 農業・商工業政策担当 TEL 296-7887 FAX 296-7557	役場政策財政課 政策・広報情報担当 TEL 296-1212 FAX 296-2594

受付は8月31日まで 令和3年4月1日採用予定 鳩山町職員募集

町では、令和3年4月1日採用予定の町職員を募集します。「愛するふるさと・はとやま」のために、私たちと力を合わせてみませんか。

■募集内容

募集職種	採用予定人数	受験資格
一般事務職	2名	平成5年4月2日以降に生まれた者
保健師	1名	①昭和60年4月2日以降に生まれた者 ②保健師の免許を有する者（令和3年3月までに取得見込みの者を含む）

■受付期間 8月3日（月）～8月31日（月）

※8月31日は午後5時まで

■応募方法 電子申請での申込みを原則とします。不可能な方は担当にお問い合わせください。

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。

■採用案内の配布 7月1日（水）から鳩山町ホームページに掲載します。備付：役場総務課及び役場東出張所（祝日を除く平日午前8時30分～午後5時）

郵送請求：右記担当にお問い合わせください。



まちづくりに参加してみませんか？

■試験日程

【1次試験（筆記試験）】

日時：10月18日（日）午前9時30分～午後2時50分 場所：鳩山町役場（予定） 試験方法：教養試験（120分）、作文試験（90分）、職場適応性検査（20分）

【2次試験（1次試験合格者）】

日時：11月下旬（予定） 場所：鳩山町役場（予定） 試験方法：面接試験

※日時、場所は都合により変更する場合があります。

■問合せ 役場総務課 職員・人権政策担当

☎ 296-1214



町立鳩山幼稚園 預かり保育補助員（会計年度任用職員）を募集します

町立鳩山幼稚園では、預かり保育補助員を募集いたします。

応募資格	子育てや幼稚園教育に興味のある方（幼稚園教員免許状や保育士資格を所持している方を優先）
職務内容	預かり保育を受ける園児への対応
勤務期間	令和2年9月1日（火）～令和3年3月31日（水）
勤務日数	週1～3日（週5日を3人のローテーションで割り振り）長期休業日の勤務なし
勤務時間	通常保育日：午後2時から午後5時まで 半日保育日：正午から午後5時まで（必要に応じて未就園児保育体験や園行事への執務を依頼する場合があります）
募集人員	1人
時給	1,043円（通勤手当あり）
採用の決定	書類・面接により採用者を決定
申込期間	令和2年7月1日（水）～7月31日（金）
申込方法	履歴書をお持ちの上、町立鳩山幼稚園まで
問合せ	町立鳩山幼稚園 教務指導担当 ☎ 296-0592



災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症予防には「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けることが重要となります。災害が発生した際において、避難所に一度にたくさんの方が避難すると、感染のリスクが高まる可能性があります。

そのようなことから、町民の皆さまにおかれましては、主に次の内容についてご協力をお願いします。

(1) 親戚や友人の家等や自宅での避難の検討

避難所は、複数の避難された方と、空間を共有することとなり、また過密状態となることも想定されます。以下の方法が可能かどうか、事前に検討をお願いします。

- ①安全な地域にいる親戚や友人の家等、避難所以外への避難
- ②十分な安全確保が可能な場合、「自宅」にとどまること

(2) マスクなどの感染予防必要物資の持参

町においても、持参が困難な方や状況を想定し、必要最低限の感染予防物資は用意しますが、その備蓄数には限りがありますので、可能な限りご持参のご協力をお願いします。

なお、感染予防物資以外の備蓄品で、町が用意する必要最低限の物資は①食料②飲料水③毛布となっておりますが、必要に応じて各自ご持参ください。

(3) 事前の健康管理及び避難所における対応

避難所においては、避難された方全員に対して、受付時とその後において定期的に、健康状態の確認をお願いします、状況により個別の対応をさせていただきます。あらかじめご了承ください。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

風水害時における避難所の開設について

町では、町施設を中心に避難所を指定していますが、開設には事前準備が必要になることや、風水害等では、被害想定地域が一部地域であることなどから、その時点の気象予報等により、避難所の開設についての判断を行っております。

台風等の風水害時における避難所の開設予定順序は次のとおりとしておりますが、気象状況等、様々な要因により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【台風等の風水害時における避難所の開設予定順序】

- 亀井地区
 - ①亀井農村センター ②亀井小学校
 - 今宿地区
 - ①今宿コミュニティセンター ②今宿小学校
 - NT・石坂地区
 - ①地域包括ケアセンター ②鳩山小学校
- 問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214



新型コロナウイルス感染症予防対策期における

熱中症予防3つの備え

7月は、まだ体が暑さに慣れておらず、加えて新型コロナウイルス感染症予防対策からマスク着用の機会が増えていることから、熱中症の危険性が高まっています。マスクを着用すると、熱がこもりやすくなり、喉の渇きに気づきにくくなるので、注意が必要です。

3つの備えで熱中症を防ぎましょう。

①屋内での備え

- ・生活リズムを整え、食事睡眠をしっかり
- ・上手なエアコン使用、こまめな換気をしっかりと
- ・喉が渇く前にこまめな水分補給

②屋外での備え

- ・外出は暑い日、時間を避けて
- ・早め早めの水分補給、マスク着用時は要注意
- ・日傘、帽子を使い、涼しい服装を

③体調不良時の備え

- ・めまい、たちくらみ、手足のしびれは熱中症の危険サイン
- ・涼しい場所に避難し、服を緩めて体を冷やす
- ・我慢せず周りの人にSOS、# 7119へ相談を

■問合せ 町保健センター ☎ 296-2530



新しい国民健康保険被保険者証と後期高齢者医療被保険者証を郵送します

お持ちの国民健康保険被保険者証と、後期高齢者医療被保険者証は、7月31日で有効期限が満了になります。7月中旬に、新しい被保険者証（国民健康保険被保険者証＝赤色、後期高齢者医療被保険者証＝緑色）を、簡易書留郵便で送付します。

有効期限が切れた被保険者証（国民健康保険被保険者証＝灰色、後期高齢者医療被保険者証＝紫色）は、各自ではさみを入れるなどして処分をお願いします。

なお、被保険者証の有効期限は、（年度途中に70

歳に達する方は70歳の誕生月の翌月から被保険者証兼高齢受給者証が交付されるため）70歳の誕生月の月末まで、75歳に達する方は（75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行するため）75歳の誕生日の前日までとなっています。「被保険者証兼高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」は、有効期限が切れる前に簡易書留郵便で送付します。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

70歳以上の国民健康保険の被保険者の方へ 令和2年度から被保険者証と高齢受給証が1つになります

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方には、これまで国民健康保険被保険者証（灰色）と高齢受給者証（若草色）をそれぞれ交付していましたが、令和2年8月1日からは2つが1つになった「被保険者証兼高齢受給者証」（赤色）を

交付します。これまでの高齢受給者証と同様に、世帯の所得状況により窓口での負担割合が2割または3割と記載されます。今年度からは高齢受給者証（若草色）は交付されませんので、ご注意ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



町税がスマートフォンで納付できます

スマートフォンで専用アプリをダウンロードし、納付書に印字されているコンビニ収納用バーコードを読み込んだ後、アプリに登録した金融機関の預金口座から、即時口座引き落としにより、町税等の納付ができるサービスです。新型コロナウイルス感染防止対策としてもこの機会にぜひご利用ください。

■対応アプリ

- ・PayPay（ペイペイ）・PayB（ペイビー）
- ・LINE Pay（ラインペイ）請求書払い

■支払い可能な税金

- ・町県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税
- ・国民健康保険税

■利用方法（PayPay・PayB）

- ①アプリをダウンロード
- ②アプリを起動し、各種情報を入力
- ③納付書のバーコードを読み込み、任意の暗証番号を入力しお支払い完了

■利用方法（LINE Pay 請求書払い）

- ①スマートフォン用の「LINE」アプリケーションをインストールし、LINE Payの利用登録を行い、

- 銀行口座連携等によりあらかじめ金額のチャージ。
- ②登録完了後、お財布マークの「ウォレット」タブ内「請求書払い」をタップ。
- ③立ち上がったバーコードリーダーでお手元の納付書のバーコードを読み込む。
- ④支払情報を確認し、画面の表示に従い操作を進めると、パスワード入力画面に切り替わるのでパスワードを入力すると支払いが完了。

■注意事項

- ・バーコードが読み取れない場合またはバーコード印字がない場合（金額が30万円を超えるもの）については利用できません。
- ・コンビニ取扱期限が過ぎた納付書は支払いができません。
- ・領収書は発行されません。領収証書が必要とする場合は、納付書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等の窓口で納付してください。
- ・アプリのダウンロード及び利用にかかる通信料はご本人負担となります。

■問合せ 税務会計課 収税担当 ☎ 296-1211（内線134・135）